



栃木県公報

令和7(2025)年
3月28日(金)
第590号

目次

規 則	
○栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正	255
告 示	
○令和7(2025)年度自衛官候補生の募集期間等	256
○公印の廃止	257
○軽油引取税免税証の無効	257
○有形文化財の指定	258
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	258
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	259
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定	259
○地籍調査事業計画の決定	259
○地籍調査の成果の認証	260
○県道路線の変更	260
○道路の区域の変更	261
○洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表	261
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	267
○栃木県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正	268
○栃木県2級建築士名簿等閲覧規程の一部改正	270
公 告	
○当せん金付証券の発売	271
○大規模小売店舗の新設の届出	273
○県が設置する都市公園の利用料金の承認	274
選挙管理委員会	
○不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更	275
監 査 委 員	
○監査の結果に基づく措置状況の公表	275
調 達 等 公 告	
○技術提案書の提出に関する公告(特定調達公告)	278
○同	280

規 則

栃木県規則第27号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成15年栃木県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第12条関係） 1 栃木県産業技術センター （1）略 （2）材料処理機器類		別表第2（第12条関係） 1 栃木県産業技術センター （1）略 （2）材料処理機器類	
名称	使用料	名称	使用料
遠心分離機（食品用）	略	遠心分離機	1時間につき 50円
略		遠心分離機（食品用）	略
		略	
（3）・（4）略 （5）電磁気特性測定機器類		（3）・（4）略 （5）電磁気特性測定機器類	
名称	使用料	名称	使用料
EMI全自動測定システム	略	RFインピーダンスアナライザ	1時間につき 670円
略		EMI全自動測定システム	略
		略	
（6）～（8）略 （9）その他		（6）～（8）略 （9）その他	
名称	使用料	名称	使用料
イオンメータ	略	イオンメータ	略
略		温度勾配増殖測定装置	1時間につき 520円
		略	
2～5 略		2～5 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（工業振興課）

告 示

栃木県告示第131号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、自衛官候補生の募集期間並びに試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富 一

募集種目	募集期間	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生	令和7（2025）年4月	1 学科試験、適性検査及び作文		

(陸・海・空) (男子・女子)	1日(火)から同年5月15日(木)まで	(Web試験方式) 令和7(2025)年6月1日(日)及び同月2日(月)のうち受験者の希望する日	各担当地域事務所等 ※志願者へ別途通知	※志願者へ別途通知
		2 口述試験及び身体検査 令和7(2025)年6月7日(土)	※志願者へ別途通知	※志願者へ別途通知
	令和7(2025)年5月16日(金)から同年6月19日(木)まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web試験方式) 令和7(2025)年7月6日(日)及び同月7日(月)のうち受験者の希望する日	各担当地域事務所等 ※志願者へ別途通知	※志願者へ別途通知
		2 口述試験及び身体検査 令和7(2025)年7月12日(土)及び同月13日(日)のうち指定された日 ----- 令和7(2025)年7月26日(土)及び同月27日(日)のうち指定された日	※志願者へ別途通知	※志願者へ別途通知

(市町村課)

栃木県告示第132号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程(昭和49年栃木県訓令第15号)第12条の規定により告示する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

名称	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	廃止期日	廃止理由
栃木県建築主事印⑦	方18	てん書	建築主事用	令和7(2025)年2月3日	紛失のため

(文書学事課)

栃木県告示第133号

次の軽油引取税免税証は、令和7(2025)年1月30日から無効とした。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地名称	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
200円券	農業	A0760573516 ～ A0760573529	14枚	R7(2025).1.1 ～ R7(2025).12.31	那須塩原市 星商事(株)	栃木県 大田原県税事務所	紛失

100円券	農業	A0660130006 ～ A0660130007	2枚	R7(2025).1.1 ～ R7(2025).12.31	那須塩原市 星商事(株)	栃木県 大田原県税事 務所	紛失
50円券	農業	A0560075036	1枚	R7(2025).1.1 ～ R7(2025).12.31	那須塩原市 星商事(株)	栃木県 大田原県税事 務所	紛失
20円券	農業	A0460141153	1枚	R7(2025).1.1 ～ R7(2025).12.31	那須塩原市 星商事(株)	栃木県 大田原県税事 務所	紛失
10円券	農業	A0260072440	1枚	R7(2025).1.1 ～ R7(2025).12.31	那須塩原市 星商事(株)	栃木県 大田原県税事 務所	紛失

(税務課)

栃木県告示第134号

栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号)第4条第1項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を栃木県指定有形文化財に指定したので、同条第4項により告示する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

名 称	員 数	種 別	所 在 地	所 有 者
喜連川家文書(百二十八点) 附 喜連川家文書目録(天明元年十月)、 筭及び栗形	128点	有形文化財 (古文書)	さくら市氏家1297 (さくら市ミュージアム一荒 井寛方記念館一) 宇都宮市睦町2-2 (栃木県立博物館)	栃木県 さくら市 秋元康 大草尚 大塩宏次 長嶋厚樹 山口優美

(文化振興課)

栃木県告示第135号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0971001516	合同会社Connect with You 代表社員 猿山 美和	コネクト大田原	大田原市元町一丁 目9-6 アビダ・ デ・ソルジェB棟 101号	令和7 (2025)年 3月1日	訪問介護
0970203881	株式会社シーヒューマン 代表取締役 中芝 廉	デイサービスセン ターアザレ	足利市芳町19番地	令和7 (2025)年 3月1日	通所介護

0970402715	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	あすなる佐野	佐野市植下町1224 番地 1	令 和 7 (2025) 年 3 月 1 日	特定施設入 居者生活介 護
------------	------------------------------	--------	--------------------	------------------------------	---------------------

栃木県告示第136号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指定介護予防サービス事業所		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
0970402715	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	あすなる佐野	佐野市植下町1224 番地 1	令 和 7 (2025) 年 3 月 1 日	介護予防特 定施設入居 者生活介護

(高齢対策課)

栃木県告示第137号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定する区域
大田原市実取字道上770番 4 の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

II

- 1 指定する区域
大田原市実取字道上770番 4 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

III

- 1 指定する区域
大田原市実取字道上770番 4 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

IV

- 1 指定する区域
大田原市実取字道上770番 4 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第138号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6（2024）年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
鹿沼市	鹿沼市のうち栗野A地区及び東大芦A・加蘇AB地区	令和6（2024）年12月17日から 令和7（2025）年3月31日まで
日光市	日光市のうち豊岡A地区及び豊岡B地区	
益子町	益子町のうち上大羽IV地区	
茂木町	茂木町のうち河又I地区	
益子町	益子町のうち大沢V地区	令和7（2025）年2月12日から 令和7（2025）年3月31日まで

栃木県告示第139号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
小山市	小山市大字栗宮の一部	小山市大字栗宮の一部 （栗宮Ⅷ地区）	令和7（2025）年 3月17日
宇都宮市	宇都宮市針ヶ谷町及び幕田町の一部	宇都宮市針ヶ谷町及び幕田町の一部 （針ヶ谷Ⅳ・幕田Ⅰ地区）	令和7（2025）年 3月17日
宇都宮市	宇都宮市針ヶ谷町及び幕田町の一部	宇都宮市針ヶ谷町及び幕田町の一部 （針ヶ谷Ⅴ・幕田Ⅱ地区）	令和7（2025）年 3月17日

（農村振興課）

栃木県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の県道の路線を変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	旧新別	路線名	起点	重要な経過地	備考
			終点		
233	旧	小川大金停車場線	那須郡那珂川町小川		
			那須烏山市 大金停車場		
	新	小川田野倉線	那須郡那珂川町小川		
			那須烏山市田野倉		

栃木県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7（2025）年3月28日から同年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 東野田古河線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
204	前	小山市大字東野田640-2から 下都賀郡野木町大字川田147まで	4.9～9.7	2790.7	
	後	小山市大字東野田641から 下都賀郡野木町大字川田202-1まで	7.5～12.5	3265.5	

(道路保全課)

栃木県告示第142号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定したので、その指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を同法第14条第4項の規定により次のとおり公表する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系五行川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び矢板土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

II

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系寺小路川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び矢板土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

III

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系松原川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び矢板土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

IV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系油川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び日光土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

V

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系丸見川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び日光土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

VI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系鳴沢川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び日光土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

VII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系白石川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び矢板土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

VIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
利根川水系遅沢川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び日光土木事務所及び矢板土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

IX

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系内川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び矢板土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

X

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系西荒川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び矢板土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系富山川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系鷺子沢川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課、烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系城間川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XIV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系大那地川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系木曾分川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XVI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系浅ヶ沢川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XVII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系谷田川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XVIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系間越川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XIX

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系仲山川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XX

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系権津川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系なめり川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所及び烏山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系神福川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系町井川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXIV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系不動川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系篠谷川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXVI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系深川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXVII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系念仏川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXVIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系加茂内川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXIX

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系佐久山川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXX

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系野上川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系尻高田川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系前松葉川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系木佐美川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXIV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系上堂川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系新上堂川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXVI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系棒川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXVII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系板敷川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXVIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系大和須川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XXXIX

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系梓川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XL

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系木下川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系荒金沢川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系苦戸川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

関係図面のとおり

(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

那珂川水系白戸川

- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLIV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系なら沢川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLV

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系高雄股川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLVI

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系下黒尾川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLVII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系高野沢川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLVIII

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
那珂川水系中堂川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

XLIX

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
久慈川水系大道沢川
- 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
関係図面のとおり
(関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)
(河川課)

栃木県告示第143号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和7（2025）年度分の補助金等から適用する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富一

県土整備部の部建築課の款中「建築課」を「建築指導課」に改め、同部都市計画課及び建築課の款中「都市

別記様式 (第 4 条関係)

承認欄	課長		係員	返納確認欄	係員

建築計画概要書等閲覧申請書

栃木県知事 様

申請者住所 (法人の場合は所在地)	
申請者氏名 (法人の場合は名称及び 担当者氏名)	

建築計画概要書等を閲覧したいので栃木県建築計画概要書等閲覧規程第 4 条第 1 項の規定に基づき申請します。

1 申請年月日	年 月 日	
2 申請書類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書及び処分等概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
3 物件等の概要	建築物等の位置	栃木県 市・町
	建築主等の氏名	
	建築 (築造) 年	年
4 閲覧理由又は目的	<input type="checkbox"/> 建築計画の確認 <input type="checkbox"/> 不動産調査 <input type="checkbox"/> その他 ()	
※ (受 付 欄)	※ (備考) 建築計画概要書等の受付日、受付番号	

(注 1) 太枠内は必ず記載してください。

(注 2) 2 以上の位置に係る物件等を閲覧する場合、3 欄は代表となる物件等の概要を記載し、別紙にその他の物件等の概要を記載してください。

(注 3) ※印の欄は記載しないでください。

別紙

	建築物等の位置	建築主等の氏名	建築（築造年）
1			
2			
3			

※（備考）建築計画概要書等の受付日、受付番号

1		
2		
3		

栃木県告示第145号

栃木県2級建築士名簿等閲覧規程（平成20年栃木県告示第682号）の一部を次のように改正し、令和7（2025）年4月1日から適用する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧所の場所） 第2条 規則第12条の2第1項及び第32条第1項の閲覧所（以下「閲覧所」という。）の場所は、栃木県県土整備部 <u>建築指導課</u> 内とする。	（閲覧所の場所） 第2条 規則第12条の2第1項及び第32条第1項の閲覧所（以下「閲覧所」という。）の場所は、栃木県県土整備部 <u>建築課</u> 内とする。
（閲覧時間） 第3条 閲覧所における2級建築士名簿等の閲覧時	（閲覧時間） 第3条 閲覧所における2級建築士名簿等の閲覧時

間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

間は、午前8時30分から____
__午後5時15分までとする。

(建築課)

公 告

○当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

I

- 名称
第435回地域医療等振興自治宝くじ
- 発売総額及び通数
12億円、1,200万通
- 証券金額
1枚 100円
- 発売期間
令和7(2025)年7月9日から同年8月5日まで
- 当せん金品の総額
発売総額に対して 494,900,000円
- 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 76,879,990円
- その他発売経費
発売総額に対して 138,840,000円
- 受託申請期限
令和7(2025)年4月18日
- その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

II

- 名称
第436回地域医療等振興自治宝くじ
- 発売総額及び通数
20億円、1,000万通
- 証券金額
1枚 200円
- 発売期間
令和7(2025)年8月12日から同年9月2日まで
- 当せん金品の総額
発売総額に対して 959,900,000円
- 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの

- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 121,344,190円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 163,200,000円
- 9 受託申請期限
令和7(2025)年4月18日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅲ

- 1 名称
第437回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
30億円、1,500万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
令和7(2025)年9月3日から同月23日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,419,900,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 180,348,190円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 244,800,000円
- 9 受託申請期限
令和7(2025)年4月18日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅳ

- 1 名称
第438回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
18億円、900万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
令和7(2025)年10月8日から同年11月4日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 855,000,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 182,684,700円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 108,000,000円
- 9 受託申請期限

令和7(2025)年4月18日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

V

1 名称

第439回地域医療等振興自治宝くじ

2 発売総額及び通数

25億円、1,250万通

3 証券金額

1枚 200円

4 発売期間

令和7(2025)年11月5日から同年12月2日まで

5 当せん金品の総額

発売総額に対して 1,187,500,000円

6 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの

7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料

発売総額に対して 252,477,500円

8 その他発売経費

発売総額に対して 150,000,000円

9 受託申請期限

令和7(2025)年4月18日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

(財政課)

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和7(2025)年7月28日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス野木店

下都賀郡野木町大字丸林字都650番3

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7(2025)年11月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,330㎡

6 駐車場及び駐輪場の収容台数

- 駐車場 43台
- 駐輪場 33台
- 7 荷さばき施設の面積
50㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
11㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時間 午前9時00分
閉店時間 午後10時00分
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 13 届出年月日
令和7(2025)年3月12日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例(昭和49年栃木県条例第6号)第14条の2第3項後段の規定により令和7(2025)年6月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県都市公園条例施行規則(昭和49年栃木県規則第16号)第13条の2の規定により公告する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

栃木県日光だいや川公園

(1) 休養施設

施設名	利用区分	単位	利用料金
オートキャンプ場	フリーテントサイト	1区画1泊	2,800円
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合は1,700円、一人で自動車(二輪車を除く。)以外での利用の場合にあっては、1,600円とする。	
	オートキャンプサイト	1区画1泊	5,000円
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、3,000円とする。	
キャンピングカーサイト	日帰り	1区画1回	2,700円
	12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、1,500円とする。		
キャンピングカーサイト	宿泊	1区画1泊	5,200円
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、3,100円とする。	

キャビンA (4人用)	宿泊	1棟1泊	19,500円
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合には、15,600円とする。	
キャビンB (4人用)	宿泊	1棟1泊	24,500円
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合には、19,600円とする。	
キャビンC (8人用)	宿泊	1棟1泊	32,100円
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合には、25,700円とする。	

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- 日帰りとは、午前11時から午後4時までににおける利用で、宿泊でないものをいう。

(2) 備品

品目	単位	利用料金
コイン式シャワー	1回	100円

(都市整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり所在地の変更があったので告示する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

施設の名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
日本赤十字社 芳賀赤十字病院	真岡市中郷271	真岡市中萩2-10-1

監査委員

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県監査委員 森 澤 隆
同 鎌 形 俊 之
同 佐 藤 良
同 渡 辺 幸 子

監査の結果の措置状況

(指摘事項)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
---------	-------	-------	-------

<p>真岡県税事務所</p>	<p>令和 6 (2024) 年 11月19日</p>	<p>不動産取得税において、所属内の確認不足を要因として、課税標準の特例を適用できる二世帯住宅と誤認して賦課決定したことから、その課税額に不足が生じているものが 1 件 720,000円あった。</p>	<p>市が家屋評価した原始評価課税事務において、真岡市のデータと提供された図面等を精査していたにもかかわらず、独立した二つの区画の要件に該当しないことを見落とし誤った課税をしてしまいました。</p> <p>その原因としては、担当者の認識不足と所属のチェック体制が不十分であったことが考えられます。</p> <p>なお、事務局監査後、真岡市と当物件について再確認し、課税を取り消した後正しい税額で再課税しました。既に納付済みとなっています。</p> <p>全ての二世帯住宅について再度図面等を精査し、誤った課税がないことを確認しました。</p> <p>今後は、これまで照合者・修正者の 2 者で図面の目視により行っていた要件確認について、課長も確認することにより内部チェック体制を強化いたします。具体的には、判定チェックシートを照合者が作成し、各要件について照合者・修正者・課税課長の 3 者がそれぞれ内容確認を行うことにより、適切な課税に努めて参ります。</p>
		<p>令和 5 年度の定期監査において、業務委託における仕様書で定める書面を受領していないことについて注意事項となったにもかかわらず、令和 6 年度の定期監査においても同様の事例があった。</p> <p>今後は、実効性のある再発防止策を講じるなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>令和 5 年度の注意事項を受け、チェックリストにより業務委託に必要な書類及び資格の確認を行っておりました。</p> <p>しかし、本件指摘事項に係る業務委託契約の委託業者は、別の業務委託の受託者であり、その契約で提出を受けた業務責任者選任通知書により資格確認ができたため、当該契約では技術者選任通知書のみ提出を求め、業務責任者選任通知書の提出を受けずに業務を行わせてしまいました。</p> <p>その原因としては、担当者の認識不足と所属のチェック体制が不十分であったことが考えられます。</p>

			<p>なお、未提出分の業務責任者選任通知は10月17日に受領し、資格等を再度確認しました。</p> <p>全ての業務委託契約等について点検を行い、ほかに同様の案件はないことを確認しました。</p> <p>今後は、契約ごとに必要な書類を把握するため、確認リストを作成するとともに、速やかな書類の提出を求め、支出負担行為の際には当リストを添付し書類に不足がないことを再度確認することとしました。</p> <p>令和5年度の注意事項を受け、同様の案件が発生しないよう体制強化を図ったところですが、対応が不十分であったと重く受け止めております。今後は複数人でのチェック体制を十分機能させ、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>
<p>県央産業技術専門校（「県北産業技術専門校」・「県南産業技術専門校」を含む。）</p>	<p>令和6（2024）年11月22日</p>	<p>授業料減免事務において、所属内の認識不足により、令和5年度前期分の減免継続者の認定が著しく遅延していた。また、令和6年度前期分の減免継続者の認定を実施していなかった。</p> <p>今後は、実効性のある再発防止策を講じるなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>令和5年度の2年生の前期授業料減免認定については、必要書類の取りそろえや家庭状況の確認等に時間を要した案件が影響し、全体的に認定が遅延したものです。</p> <p>また、令和6年度の2年生の前期授業料減免認定漏れについては、事務引継に行き違いがあり、前年度末に行った適格認定をもって減免認定も行われているとの認識があったため、事務処理を行っていなかったものです。</p> <p>定期監査後、令和6年度2年生の前期授業料減免認定漏れについては、速やかに減免認定を行いました。</p> <p>なお、再点検をしたところ、ほかに同様の案件はありませんでした。</p> <p>今回の監査結果を受け、認定の審査に時間を要する案件は個別対応とし、他の案件を先行して処理するなど事務の進め方を見直すとともに、減免事務に係る各種根拠規程を踏まえ、認定事務の流れを時系列的に整理したマニュアルを</p>

			<p>作成し、担当者が変更になっても適切に対応できる環境を整えました。</p> <p>今後は、同様の誤りが発生しないよう、事務処理を明確に引き継ぐとともに、所属内でのチェックをより一層徹底し、再発防止に取り組んで参ります。</p>
大田原土木事務所	令和7(2025)年1月14日	<p>令和5年度の定期監査において、工事請負費の締切排水工の水替日数に係る設計額誤りについて注意事項となった。</p> <p>その措置状況の報告において、同様の事務処理を行っている他の案件はなかったとしていたが、報告時点ですでに完了していた別の工事において同様の誤りがあることが、令和6年度定期監査で判明した。</p> <p>今後は、所属内の点検を十分に実施するなど、内部統制が有効に機能するよう、適切な再発防止策を講じられたい。</p>	<p>令和5年度の定期監査において工事請負費の締切排水工の水替日数に係る設計額誤りについて注意事項となったが、同様の誤りがなにか前年度のみを精査したため、当該年度中の案件を見落とししました。</p> <p>令和5年度定期監査以降の水替日数の計上について、積算チェックリストにおける仮設工の確認項目を追加し検算によるチェック体制を強化、所内技術調整会議において担当者等に対する違算防止のための継続的な指導を行うなど体制強化を行っており、現在実施中の工事についても再度内容確認を実施しました。</p> <p>なお、措置状況報告日までの水替日数を計上している案件について精査しましたが、ほかに同様の案件はありませんでした。</p> <p>今後は、チェックリストへの項目追加により確認体制の強化を図るとともに、年度初めの技術調整会議により所内への周知徹底を図って参ります。</p>

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1) 業務名

栃木県公有財産管理システム（仮称）開発業務

(2) 業務内容

システムの設計、開発及び付随する業務（開発業務仕様書による）

(3) 履行期間

契約締結日から令和9(2027)年1月29日(金)まで

(4) 提案上限額

99,495千円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、年度別の上限額は次のとおりとする。

ア 令和7(2025)年度 37,950千円

イ 令和8(2026)年度 61,545千円

(5) 履行場所

県が別途指定する場所

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

本業務に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

ウ 本業務に係る参加表明書及び技術提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 都道府県又は政令市を対象とした公有財産管理に係るシステムを開発した実績があること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

会社の経営状況、システム導入実績等

(3) 契約候補者の特定のための評価基準

ア 同種・類似業務の納入実績

イ プロジェクトマネージャーの業務経験等

ウ 業務実施体制・業務工程表

エ 機能要件に係る提案

オ 非機能要件に係る提案

カ 開発費用及びライフサイクルコスト

キ プレゼンテーション

3 手続き等

(1) 担当所属

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号

栃木県経営管理部管財課(財産活用推進室)

電話 028-623-2095

メールアドレス kanzai@pref.tochigi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7(2025)年3月28日(金)から同年5月1日(木)まで

イ 交付場所

栃木県ホームページ

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

持参(平日の午前9時~午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)

イ 提出場所

(1)の担当所属

ウ 提出期限

令和7(2025)年5月2日(金) 17時必着

(3) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）

イ 提出場所

(1)の担当所属

ウ 提出期限

令和7(2025)年8月4日(月) 17時必着

4 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 契約書の作成を要する。

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3) 技術提案書に係るプレゼンテーションの審査を行う。

(4) 詳細は、実施要領等による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Developing of the Tochigi Prefectural Public Property Management System

(2) Time period to submit application documents: 5:00 P.M. May 2, 2025

(3) Time period to submit proposal documents: 5:00 P.M. August 4, 2025

(4) Information is available at:

Property Utilization Section,

Property Management Division,

Department of Administration and Management,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL. 028-623-2095

(管財課)

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和7(2025)年3月28日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1) 業務名

栃木県空き家対策総合プラットフォーム構築等業務

(2) 業務内容

実施要領等による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8(2026)年3月31日(火)まで

(4) 提案上限額

52,020,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「N2情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

なお、資格を有していない者は、技術提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

(3) 本プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 本業務において知り得た秘密を第三者に漏らし、かつ、他の業務等に用いることがないよう的確な体制を有していること。

また、次のいずれかの条件を満たす個人情報の保護に係る体制を有していること。

① 「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」の認証を有していること。

② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

③ ①又は②と同等の個人情報の保護に係る体制を有していること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154条)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 栃木県暴行団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

(7) 過去10年間(平成27(2015)年4月1日以降に成果物引渡しを完了)に元請けとして、GISを活用したシステムの設計、開発等に係る業務又は他システムとのデータ連携機能(API等)を備えるシステムの設計、開発に係る業務(以下「類似業務」という。)の受注実績を1件以上有する者であること。

(8) 業務主任技術者1名及び担当技術者1名以上(担当技術者を複数名配置する場合は、代表担当技術者を1名選定すること。)を配置するものとし、業務主任技術者又は担当技術者(担当技術者を複数名配置する場合は代表担当技術者)のいずれかについては、(7)に定める類似業務の実績を1件以上有する者であること。

なお、業務主任技術者及び担当技術者は、兼務することはできないものとする。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準に基づき、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。

なお、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し、5者を超える場合は、同評価の者全てを選定することとする。

(1) 企業の経験

(2) 配置予定技術者の経験

4 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 企業の経験

(2) 配置予定技術者の経験

(3) 業務の実施体制及び実施手法

5 手続等

(1) 担当部署連絡先等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館14階)

栃木県県土整備部住宅課企画支援担当

電話 028-623-2484 電子メール jyutaku@pref.tochigi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7(2025)年3月28日(金)から同年4月23日(水)まで

(栃木県の休日に関する1る条例(平成元年栃木県条例第2号)第2条に規定する県の休日を除く、午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。))

イ 交付場所

(1)の場所において交付するほか、栃木県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等に基づき参加表明書を作成し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和7(2025)年4月23日(水)午後4時必着

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

技術提案書の提出依頼を受けた者は、実施要領等に基づき技術提案書を作成し、電子メールにより提出すること。

イ 提出先

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和7(2025)年6月5日(木)午後4時必着

6 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 契約書の作成を要する。

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3) 詳細は、実施要領等による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Commissioning of construction of Tochigi empty house measures synthesis platform

(2) Time period to submit application documents:

4:00 p.m., April 23, 2025

(3) Time period to submit proposal documents:

4:00 p.m., June 5, 2025

(4) Information is available at:

Planning Support Charge,

The Housing Division,

Land Development Department,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2484

E-mail jyutaku@pref.tochigi.lg.jp

(住宅課)